

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（仮称）案の概要

令和 3 年 2 月 11 日
復興庁

1 制定の背景

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）が第 201 回国会において成立したところである。

改正法については、一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日より施行することとされており、今般施行に向けて必要となる庁令の整備を行うものである。具体的には、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）及び福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号）の一部改正を行うものである。

2 改正の内容

I 福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正

（1）福島復興再生計画に係る規定の新設

① 福島復興再生計画の認定の申請

改正法による改正後の福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「新福島特措法」という。）第 7 条第 1 項に基づく、福島復興再生計画の認定の申請に際し、福島県知事は福島復興再生特別措置法施行規則に定める申請書及び新福島特措法第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を明らかにする書類その他必要な書類を添えて内閣総理大臣に提出をするものとする。

（新福島特措法第 7 条第 1 項関係）

② 認定福島復興再生計画の変更の申請等

- ・ 福島県知事は、認定福島復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、（1）①の申請書に、当該計画の変更に伴いその内容が変更される書類を提出するものとする。
- ・ 変更の認定を申請する必要がある軽微な変更は、認定福島復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更とする。

（新福島特措法第 7 条の 2 関係）

(2) 移住等の促進に資する施策の追加に伴う規定の新設

新福島特措法第33条第2項に基づく帰還・移住等環境整備事業計画に記載する事項のうち、同項第2号チに基づく住民の移住等の促進に資するための事業として復興庁令に定める事業は、起業を志望する者に対する支援のための事業、広報活動を行う事業等とする。
(新福島特措法33条第2項関係)

(3) 「福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例」に係る規定の新設

① 新福島特措法第74条第1項の復興庁令で定める事業分野

新福島特措法第74条第1項に規定する特定事業活動における事業分野は、次に掲げるものとする。

ア 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業

イ 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

(新福島特措法第74条第1項関係)

② 新福島特措法第75条の2の復興庁令で定める指定事業者の要件

- ・ 新福島特措法第75条の2の復興庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。

ア 指定に係る特定事業活動を行うことについての適正かつ確実な計画
(以下「特定事業活動指定事業者事業実施計画」という。)を有すると認められること。

イ 特定事業活動指定事業者事業実施計画が提出特定事業活動振興計画に適合するものであること。

ウ 特定事業活動指定事業者事業実施計画の内容が、指定に係る特定事業活動に関する収益の増加又は費用の減少に寄与するものであると認められること。

エ 指定に係る特定事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

オ 指定に係る特定事業活動を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。
(新福島特措法第75条の2関係)

③ 新福島特措法第75条の2の復興庁令で定める減価償却資産

新福島特措法第75条の2の復興庁令で定める減価償却資産は、器具及び備品のうち、指定に係る特定事業活動の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該特定事業活動の用に供することを直接の目的とするものとする。

(新福島特措法第75条の2関係)

④ 新福島特措法第75条の4第4項の復興庁令で定める指定事業者の指定に係る申請手続き等

- ・ 指定を受けようとする個人事業者又は法人（以下（3）④において「申請者」という。）は、福島復興再生特別措置法施行規則に定める特定事業活動指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

ア 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

イ 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ウ （3）②の要件に該当する旨の宣言書

エ その他参考となる事項を記載した書類

- ・ 福島県知事は申請書を受理した日から原則として1ヶ月以内に指定に関する処分を行うとともに、指定をしたときは福島復興再生特別措置法施行規則に定める指定書の交付など、その他所要の手続きを行うこととする。
- ・ 福島県知事は上記の指定書の交付に際し、指定の有効期間を付するものとする。
- ・ 指定事業者は、申請書に係る記載事項等に変更があった場合は、遅延なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。
- ・ 福島県知事は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

（新福島特措法第75条の4第4項関係）

⑤ 新福島特措法第75条の4第1項の規定による報告

新福島特措法第75条の4第1項の規定による報告は、事業年度又は連結事業年度終了後1ヶ月以内に、指定に係る特定事業活動の実施状況及び収支決算等の必要事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

（新福島特措法第75条の4第1項関係）

（4）「福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例」に係る規定の新設

① 新福島特措法第7条第6項の復興庁令で定める事業分野

新福島特措法第7条第6項に規定する復興庁令で事業分野は、ドローン分野、エネルギー・環境・リサイクル分野、医療関連分野及び航空宇宙分野とする。

（新福島特措法第7条第6項関係）

② 新福島特措法第84条第1項の復興庁令で定める事業

新福島特措法第84条第1項に規定する復興庁令で事業は、新福島特措法第7条第6項及び（４）①に規定する分野のいずれかに該当する事業であって、次に掲げる事業とする。

ア 新たな製品等の研究開発の推進等に資する事業

イ 企業等が独自に開発した技術等を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

ウ 先進的な技術の活用等による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業（新福島特措法第84条第1項関係）

③ 新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請

- ・ 新福島特措法第85条の2第1項の規定による認定を受けようとする個人事業者又は法人（以下（４）③及び⑦において「申請者」という。）は、福島復興再生特別措置法施行規則に定める新産業創出等推進事業実施計画その他の事項について記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、福島県知事に提出するものとする。

ア 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの

イ 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ウ 新福島特措法第85条の2第3項各号に掲げる新産業創出等推進事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書

エ その他参考となる事項を記載した書類

- ・ 新産業創出等推進事業実施計画の実施期間は、5年を超えないものとする。（新福島特措法第85条の2第1項関係）

④ 認定新産業創出等推進事業実施計画の変更認定の申請

認定事業者が、認定新産業創出等推進事業実施計画の変更認定を受けようとするときは、変更申請書に、（４）③の書類のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、福島県知事に提出するものとする。

（新福島特措法第85条の2第4項関係）

⑤ 福島県知事への報告

新福島特措法第85条の4の規定により報告を求められた認定事業者は、福島県知事から、認定新産業創出等推進事業実施計画の実施状況に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならないこととする。

(新福島特措法第85条の4項関係)

⑥ 新福島特措法第85条の5の復興庁令で定める減価償却資産

新福島特措法第85条の5の復興庁令で定める減価償却資産は、器具及び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとする。

(新福島特措法第85条の5関係)

⑦ 新福島特措法第85条の7の復興庁令で定める労働者

新福島特措法第85条の7の復興庁令で定める労働者は次に掲げる者とする。

ア 原子力災害の被災者である労働者

イ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者（上記アの者を除く。）

ウ 申請者の事業所において雇用された労働者のうち新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

(新福島特措法第85条の7関係)

(5) その他所要の規定の整備を行う。

II 東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正

改正法の施行に伴う東日本大震災復興特別区域法施行規則における関係規定の整理のための改正を行う。

3 施行期日

この庁令は、令和3年4月1日から施行する。